

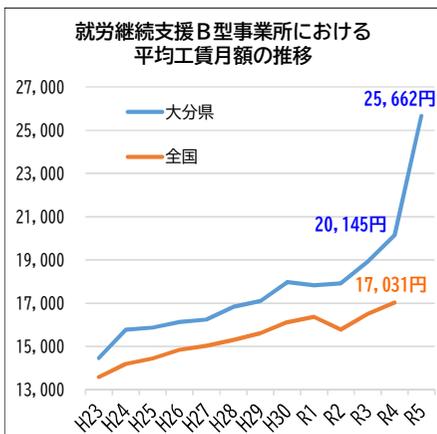
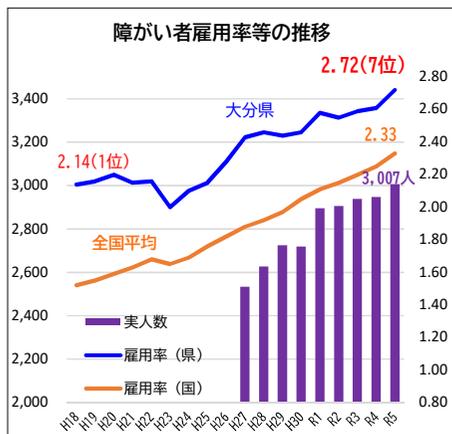
(1) 障がい者の希望や特性に沿った就労・自立支援

10年後の目指す姿

- ◆就労を希望する障がい者が、その特性に応じて能力を十分に発揮しながら、地域で暮らし働くことができる。
- ◆一般就労※1を希望する障がい者が、職場の理解や配慮を得ながら、職場の一員として定着できている。
- ◆一般就労が困難な障がい者が、一定の収入を得ながら、地域で自立して暮らすことができる。

現状と課題

- 障がい者の希望や特性に応じた多様な就労機会を確保するためには、障がい者就労に対する民間事業者の理解促進が必要です。
- 本県の障がい者雇用率※2は着実に上昇し、令和5年度は過去最高となりました。しかし、その内訳を見ると、身体障がい者は1.70%（全国平均1.31%）、知的障がい者は0.58%（全国平均0.55%）、精神障がい者は0.44%（全国平均0.47%）となっており、知的及び精神障がい者の雇用促進が課題です。
- 一般就労が困難な障がい者が、福祉的就労として働く就労継続支援事業所※3の利用者収入は年々増加していますが、障がい者の自立に向けて、さらなる増額が必要です。



出典：障害者雇用状況集計結果（厚生労働省）

出典：平均工賃月額調査（厚生労働省）

※1 障がいのある人が企業や官公庁等と雇用契約を結び、通常の勤務条件で働くこと。
 ※2 障がい者の労働者数が常用労働者数に占める割合のこと。障害者雇用促進法に基づき、常用労働者数が一定数以上の規模の事業主等に対し、法定率（令和6年4月時点：2.5%）以上の達成が義務づけられている。
 ※3 A型事業所とB型事業所の2種類がある。
 A型事業所：一般就労に近い形で障がい者が働く事業所。雇用契約を締結し、賃金が支払われる。
 B型事業所：体調等に合わせながら無理のない形で障がい者が働く事業所。雇用契約は締結せず、工賃が支払われる。



主な取組

①障がい者の就労・定着のための支援の充実

- ・障害者就業・生活支援センター※4等を活用した相談支援体制の充実
- ・定期情報誌の発行や研修会等を通じた事業者の理解促進
- ・雇入れ体験の実施等による障がい者と事業者の不安解消
- ・障がい者雇用アドバイザー※5による雇用促進、職場定着の推進
- ・企業の人事担当者間のネットワーク構築
- ・就労継続支援事業所への奨励金の支給等を通じた福祉的就労から一般就労への移行促進
- ・県や市町村における知的及び精神障がい者の雇用機会の拡大
- ・さくらの杜高等支援学校のセンター的機能を活用した特別支援学校の職業教育の充実



定期情報誌「ともに働く」（発行：大分県）

②障がい者の工賃向上のための支援の充実

- ・「おおいた共同受注センター」による受注・販路拡大
- ・就労継続支援事業所職員の育成や事業所の経営力強化への支援
- ・アグリ就労アドバイザーによる栽培技術指導や農業団体からの受注促進等による農福連携の推進
- ・障害者就労施設等からの県・市町村による優先調達への推進、企業による物品等発注の促進



建設現場での一般就労



就労継続支援事業所での内職作業

目標指標

指標名	基準値	目標値					
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
雇用障がい者の実人数(人)	3,007	3,037	3,067	3,097	3,127	3,158	3,316
就労継続支援B型事業所における平均工賃月額(円)	25,662	25,969	26,280	26,595	26,914	27,236	28,906

※4 障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、就業面と生活面を一体的に支援する機関
 ※5 障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携しながら、県内企業や福祉施設等を訪問し、新たな仕事の切り出しや企業と就労希望者のマッチング、就労後の職場定着支援等を行う専門アドバイザー

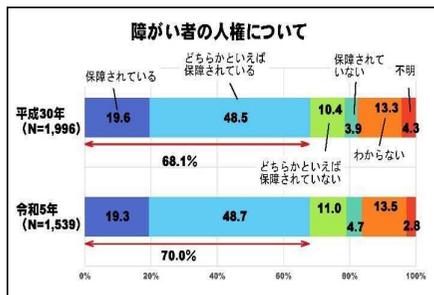
(2) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の支援

10年後の目指す姿

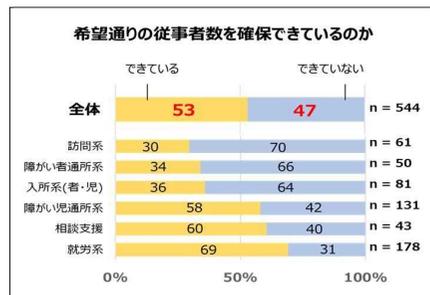
- ◆障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら、誰もが住み慣れた場所で心豊かに暮らすことができている。
- ◆個別のニーズに応じて、障がい者が居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスや生活介護、就労継続支援などの通所系サービスを利用できている。
- ◆障がい者が支援を受けるだけでなく、社会を構成する一員として自らの決定に基づき、地域での活動や芸術文化、スポーツなど社会のあらゆる活動に参画し、いきいきと活躍している。

現状と課題

- 障がい者差別解消に向け、令和6年4月から事業者による障がい者への合理的配慮^{※1}の提供が義務化されたことから、啓発や取組が必要です。
- 人権に関する県民意識調査（令和5年度）では、障がい者の人権について「保障」又は「どちらかといえば保障」を選択した方が7割にとどまっています。
- 障害福祉サービス事業所等では、希望どおりの従事者数を確保できている施設が約半数にとどまっています。
- 施設や病院に入所（院）している障がい者が、地域生活にスムーズに移行できる取組の充実が求められています。
- 障がい者の活躍の場は、一般就労のみならず、福祉的就労や地域生活、社会活動など多岐にわたっています。



出典：令和5年度人権に関する県民意識調査（大分県調べ）



出典：令和5年度障がい福祉サービス事業所等の人材に関するアンケート調査（大分県調べ）



主な取組

①共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

- ・障がいに対する県民理解の促進、合理的配慮の提供に係る企業・団体への啓発
- ・県障がい者差別解消・権利擁護推進センターによる相談支援

②障がい者支援サービスの充実

- ・居宅介護、生活介護、就労継続支援など、地域生活に必要なサービス提供体制の充実
- ・介護ロボットやICTを活用した働きやすい職場環境の整備
- ・働きやすくなりやすい障がいのある障害福祉サービス事業者を認証する制度の創設、運営
- ・発達障がいや高次脳機能障がい、強度行動障がいのある人への支援
- ・発達障がいや高次脳機能障がい、強度行動障がいのある人への支援
- ・県医療的ケア児支援センターによる相談・支援等の充実
- ・医療的ケア児^{※2}を在宅で看護する家族のレスパイト^{※3}のための訪問看護サービス等の充実
- ・「親なきあと」を地域全体で支える体制の強化
- ・県口腔保健センター^{※4}等による障がい者歯科診療体制の確保

③地域生活への移行促進

- ・一人暮らしのサポートやグループホームなどの住まいの場の確保による地域生活支援
- ・主体的な自立生活を支える相談支援体制の強化
- ・地域移行・地域定着^{※5}を支える人材の確保・定着と専門性・資質の向上
- ・医療と地域が連携した精神科病院入院患者の退院支援と地域定着の推進

④社会活動への参画促進

- ・ICT機器の使い方体験会の開催等による情報アクセシビリティの向上
- ・県立図書館における電子書籍や大活字本、録音図書等のアクセスしやすい書籍の提供や点字図書館の運営支援
- ・障害福祉サービス事業所等でのピアサポート活動^{※6}の推進
- ・宿泊施設、公共交通施設、公共車両及び都市公園施設等のユニバーサルデザイン^{※6}の推進
- ・芸術文化・スポーツに触れ親しむ機会の充実



障がい者・児 秋の交歓会



グループホームからの出勤の様子

目標指標

指標名	基準値	目標値					
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
「障がい者活躍日本一」総合順位(位) (本県独自指標による)	3	1	1	1	1	1	1
グループホーム利用者数(人)	2,421	2,511	2,602	2,693	2,784	2,875	3,330

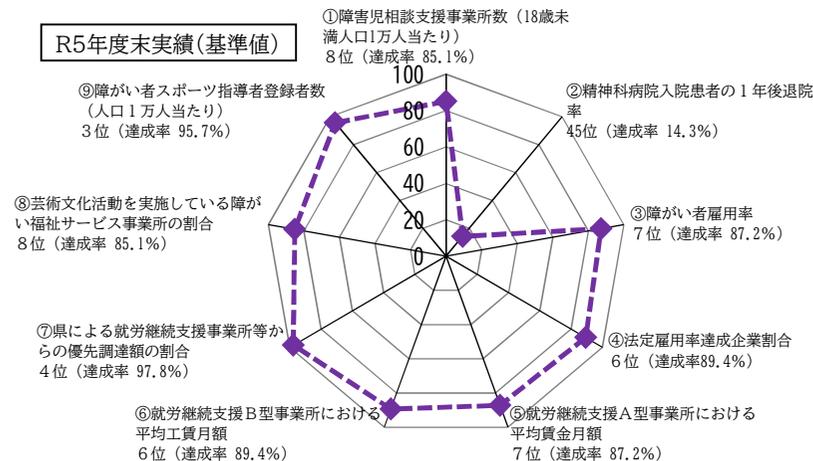
※2 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
 ※3 休息、息抜きのこと、ここでは日々看護を行う家族の休息時間をつくることを指す。
 ※4 県歯科医師会が、地域の歯科医院では診療を受けることが困難な障がいのある人などを対象として設置している歯科診療施設
 ※5 障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障がい者が、住宅の確保や福祉サービスの調整等により地域で自分らしい暮らしを実現すること。また、その地域生活が継続すること。
 ※6 障がい者が、自らの体験に基づいて相談相手になったり、同じ仲間として社会参加等の支援をすること。

障がい者活躍日本一について

障がい者活躍日本一の評価とは

本県はこれまで「障がい者雇用率日本一」を掲げて取組を進めてきましたが、これからは一般就労に加え、地域生活や福祉的就労、芸術文化、スポーツを含めたあらゆる分野で活動する障がい者を一層応援するため、以下の複数の指標からなる「障がい者活躍日本一」を目指します。

分野	指標	目標値 (R15年度末)	基準値 (R5年度末)	参考 (R5年度末)
地域生活	①障害児相談支援事業所数（18歳未満人口1万人当たり）	1位	8位(R4)	7.3箇所(R4)
	②精神科病院入院患者の1年後退院率	27位	45位(R2)	82.5%(R2)
一般就労	③障がい者雇用率	1位	7位	2.72%
	④法定雇用率達成企業割合	1位	6位	65.1%
	⑤就労継続支援A型事業所における平均賃金月額	1位	7位(R4)	92,843円(R4)
福祉的就労	⑥就労継続支援B型事業所における平均工賃月額	1位	6位(R4)	20,145円(R4)
	⑦県による就労継続支援事業所等からの優先調達額（千円）の割合（一般歳出決算額（百万円）に占める割合）	3位	4位(R4)	10.9%(R4)
芸術文化	⑧芸術文化活動を実施している障がい福祉サービス事業所の割合	1位	8位	8.1%
スポーツ	⑨障がい者スポーツ指導者登録者数（人口1万人当たり）	1位	3位	4.07人
総合的な達成状況 ※指標①～⑨までの達成率を平均したもの（目標値=100%）		100%	81.2%	
全国順位		1位	3位	



「障がい者活躍日本一」に取り組む活動団体

就労継続支援A型事業所ロイヤルウォッシュ ～障がい者雇用の拡大～



リネンのクリーニング等を主な業務とする株式会社リファイン大分は、より多くの障がい者を雇用するため、関連会社を設置して、より支援環境の充実が可能な就業継続支援A型事業所「ロイヤルウォッシュ」（豊後大野市）及び就労移行支援事業所を運営しています。

リファイン大分の一般社員等と同じ工場内で、障がいのある人も支援員からサポートを受けながら、業務を担い活躍しています。

各事業所が連携を図ることで、キャリアアップにつながるなど、障がい者の職業の選択肢、一般就労への可能性を広げています。

就労継続支援A型・B型事業所ひまわり畑 ～農福連携の取組～



社会福祉法人新友会（大分市）は、豊かな自然の中で、農福連携による野菜栽培や漬物の製造等を行う多機能型事業所「ひまわり畑」を運営しています。

農業法人や漬物メーカーと連携し、就労継続支援B型事業所では高菜栽培や一次加工に取り組み、高い工賃水準を継続しています。

A型事業所では漬物加工・販売等を行うほか地元企業と連携した商品開発など、販路拡大に向けて積極的に活動しています。

農福連携の推進により、障がい者の就労の場を生み出すだけでなく、担い手不足が進む農業分野における新たな働き手としても活躍しています。

社会福祉法人萌葱の郷 ～芸術文化に触れ親しむ機会の充実～



社会福祉法人萌葱の郷（大分市）では、2016年に障がい者アート創作ブランド「アトリエMOE（モエ）」を設立し、県立美術館等での展覧会をはじめ、原画販売やワークショップ、オリジナルグッズの販売を行うほか、ECサイトの運営にも力を入れています。

また、障がい者アートと社会を繋げる取組を続けており、近年では金融機関や複合商業施設など、企業とのコラボレーションも増えています。

作品の制作・発表を行うことで、鑑賞者の反応を作家や家族に届けることができ、創作意欲の向上はもとより、芸術文化活動を通じた障がい者の活躍の場の拡大につながっています。